

令和 2 年度  
第 3 回 沖縄県地域医療対策協議会

---

議題 1

**令和 4 年度臨床研修医の募集定員の  
設定について**

---

沖縄県保健医療部

## 令和4年度臨床研修医の募集定員の設定について

1. 臨床研修医の募集定員の設定については、令和2年度から、国が都道府県ごとの募集定員上限を定め、都道府県は国に割り当てられた募集定員上限の範囲内で、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、臨床研修病院ごとの研修医定員を決定することとされている。(医師法第16条の3)
2. 令和4年度の臨床研修医の募集定員上限について

令和2年12月：国から募集定員上限の提示。全国で11,289人（前年から660人減）、沖縄県の募集定員上限は160名（前年から17人減）とされた。

(全体の募集倍率の削減、大都市部での激変緩和措置の適用等の結果)

令和3年2月：新型コロナウィルス感染症の影響により、依然その対策に都道府県のリソースが割かれている状況を考慮し、令和4年の臨床研修病院の募集定員の合計が令和3年度の合計を下回る県について、募集定員の上限を5追加できることとされた。

令和4年の募集定員上限（160名）が令和3年の募集定員上限（177名）を下回っている沖縄県は国の示した条件に該当し、定員の追加が可能であることから、沖縄県の募集定員上限を165名（前年から12名の減）として配分を行うこととする。

### 3. 沖縄県の臨床研修病院の募集定員の設定方針案

平成30年、31年及び令和2年の3年間における県内の「臨床研修病院の空席数（※）の合計」の平均値に対し個別の臨床研修病院の空席数が占める割合を算出し、その割合に応じて今年度の沖縄県の削減数12を各臨床研修病院に割り当てることする。

※（臨床研修病院の空席数）

=（各臨床研修病院の募集定員数）－（研修医マッチング数又は実際の採用数のうち多い方の数）